

静岡県ミニバスケットボール連盟 規約

【第一章 総則】

- 第1条 本連盟は、静岡県ミニバスケットボール連盟と称する。(細則1)
(英文名はSHIZUOKA MINI BASKETBALL FEDERATION
とし、その称号をSMBFとする。)
- 第2条 本連盟は会員相互の親睦及び体力向上を図るとともに、ミニバスケットボール競技の健全なる普及発展を図ることを目的とする。
- 第3条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 各種大会、競技会の開催
2. 各種講習会の開催
3. その他目的達成のために必要な事業
- 第4条 本連盟は理事会の定めるところにより事務局をおく。
事務局は、事務局長（総務委員長）、副事務局長（登録・庶務担当の総務委員）、財務委員長、財務副委員長をもって構成する。

【第二章 会員】

- 第5条 本連盟は静岡県内のミニバスケットボールチームを会員として組織する。
- 第6条 本連盟に入会するときは定められた登録用紙により連盟事務局に申込み、理事長の承認を得るものとする。
登録は次のことについて登録する。(細則2)
1. チーム
2. 個人

【第三章 役員】

- 第7条 本連盟に次の役員をおく。
会 長 1名 副会長 1名 顧問 若干名 参与 若干名
理事長 1名 監 事 3名 副理事長 5名（内2名は東海理事を兼務）
支部長 3名 理 事 7名 事務局長 1名
- 第8条 役員の任務
(ア) 会長は、理事会において推薦し代議委員会で承認を得る。
(イ) 会長は、会務を総理し、本連盟を代表する。
(ウ) 副会長は、理事会において推薦し、代議委員会で承認を得る。
(エ) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
(オ) 顧問・参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱し、会長の諮問に答える。
(カ) 理事長は、理事会で推薦し会長が委嘱する。
(キ) 理事長は、本連盟の業務を総理する。
(ク) 副理事長は、各支部より理事長が推薦し、会長が委嘱する。
(ケ) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。
(コ) 支部長は、各支部の業務の総括を行う。
(サ) 常任理事は、理事長、副理事長、支部長、委員長、総務委員とし、理事長が推薦し、会長が委嘱する。
(シ) 常任理事は、議決事項やその他の会務にあたる。
(ス) 代議員は、本連盟加盟登録チームの代表者とする。
(セ) 代議員は、基本事項を審議する。
(ソ) 監事は、各支部より1名ずつ理事会の推薦により、会長が委嘱する。
(タ) 監事は、本連盟の会計を監査する。
(チ) 事務局長は、理事会の指示により、事務を処理する。
- 第9条 前条の任期は2年とする。ただし留任を妨げない。
役員が欠けたときは、原則としてこれを補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

【第四章 会議】

第10条 本連盟に次の機関をおく。

(ア) 代議員会

(イ) 理事会

第11条 定期代議員会は年度末（2月～3月）会長の招集により本連盟の予算、決算、事業報告、事業計画、規約改正、その他重要事項を審議決定する。

ただし、会長は必要に応じて臨時代議員会を開催することができる。

第12条 代議員会は、代議員により構成し理事長が議長となる。議事は代議員の過半数以上をもって決定し、可否同数の時は理事長がこれを決定する。

第13条 理事会は、理事長の招集により本連盟の必要事項を審議する。

第14条 理事会は、理事の過半数以上をもって決定し、可否同数の時は理事長がこれを決定する。

第15条 理事会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

【第五章 委員会】

第16条 委員会

(ア) 本連盟の業務遂行のため理事会のもとに、次のごとく各専門の委員会をおく。

①総務委員会（事務局）

②財務委員会（事務局）

③競技委員会

④技術委員会

⑤審判委員会

⑥広報委員会

(イ) 各委員会は、委員長の招集により専門とする業務を行う。

(ウ) 委員長は、各支部より、理事長及び支部長が推薦し、会長がこれを委嘱する。

(エ) 委員は、委員長の推薦により、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

【第六章 会計】

第17条 本連盟の経費は、会費、事業収入、補助金寄付金及びその他の収入によりこれを支出する。

第18条 本連盟の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

第19条 本連盟の会費は、原則として毎年4月末までに納入しなければならない。

【第七章 付則】

第20条 本連盟は東・中・西部に各支部をおき、必要な役員をおくことができる。

第21条 本連盟の役員は別に定める。（細則3）

第22条 本連盟の目的に対し功績が顕著と認められたときはこれを表彰する。

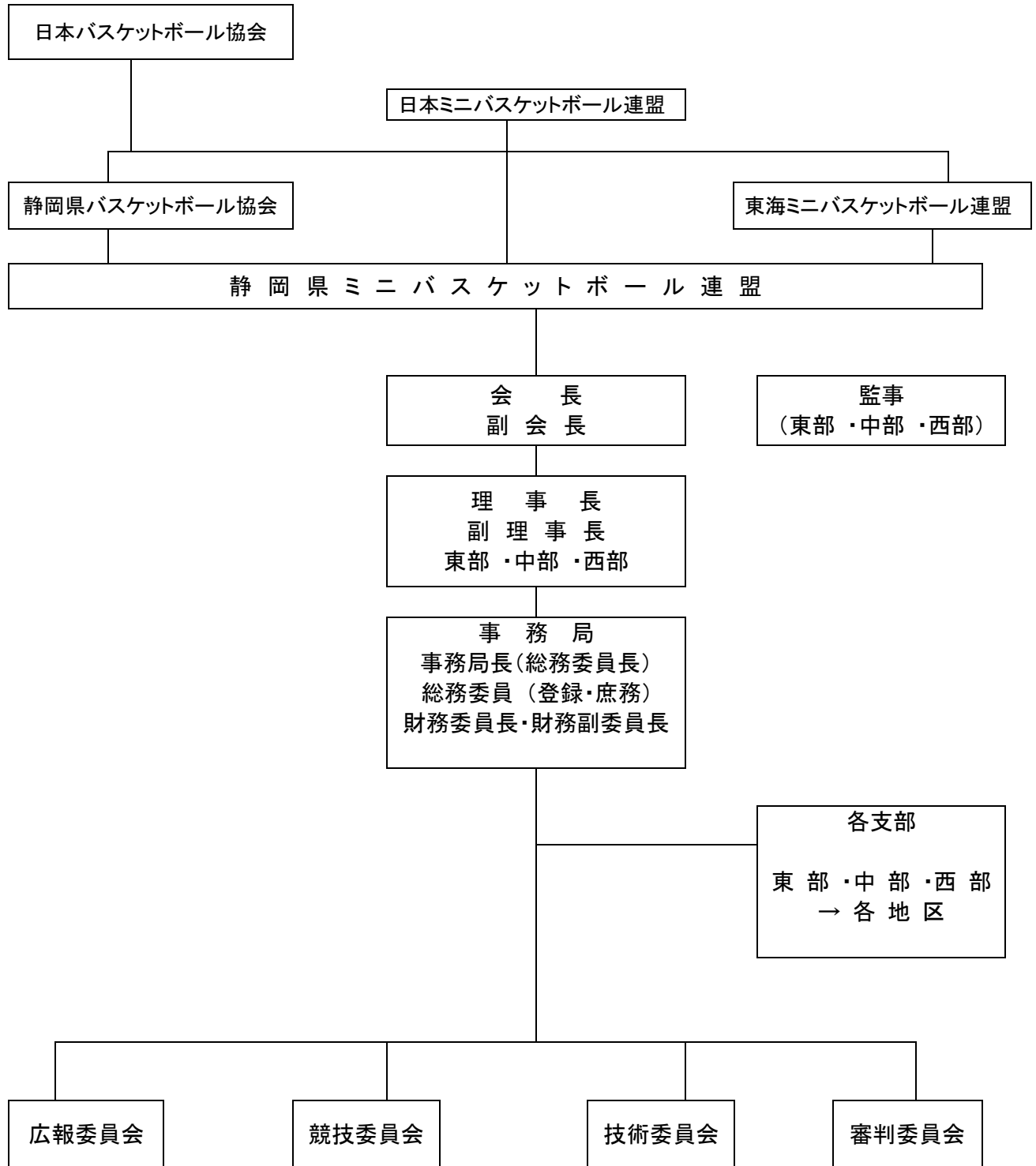
第23条 本連盟規約の執行上不備な点が生じた場合は、理事会の議を経て、代議員会に報告する。

第24条 この規約は、平成26年3月 9日より執行する。

【規則細則】

細則 1 連盟組織規定

第1条 本連盟の位置づけ及び内部組織は、下図の通りである



細則 2 登録

- 第1条 登録については、日本バスケットボール協会に登録後、登録用紙を4部印刷し地区長に提出する。
- 第2条 チームについては、4月末日までに登録する。
- 第3条 個人については、4月末日までに登録する。追加登録は、8月末日とする。
但し、9月以降の個人登録については、秋季大会地区予選開始の前日をもって終了とする。尚、急な転校等特別な理由があるときには、理由を明記の上、連盟事務局に申込みをし、理事長の承認を得るものとする。個人登録の最終は11月末日とする。

細則 3 対外役員規定

- 第1条 本連盟の対外役員を下記のごとく定める。
- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 日本ミニバスケットボール連盟理事 | : 理事長 |
| 2. 東海ミニバスケットボール連盟理事 | : 理事長・副理事長・理事長が指名した者 |
| 3. 静岡県バスケットボール協会 | : 理事長・技術委員長 |

細則 4 表彰規定

- 第1条 この規定は表彰についての規約第7章第21条を補足するものとして定める。尚、基準は下記の通りである。
- 役員功労彰 : 本連盟の役員を10年以上歴任し、その功績が顕著と認められた者。
 - 成績功労彰（県協会にて表彰）
 - ① 全国大会において準決勝に進出したチーム（ブロック優勝）
 - ② 東海大会において優勝したチーム
 - ③ 下記の県大会において3年連続優勝したチーム
シャンソンカップ
県選手権大会（パナホーム静岡カップ）
チャンピオンズカップ
 - ほほえみチーム彰 : 該当年度において規範となるチーム態度を表したチーム
 - 指導者功労彰 : 永年、選手の育成に功労のあった者（各支部より推薦のあった者）
 - 優秀選手彰 : 各大会において優秀と認められた選手
 - その他 上記以外に規約第7章第21条の目的に合致し、その功績が顕著と認められた者
- 第2条 被表彰者は理事会の推薦により会長がこれを認定する。
- 第3条 理事会は年度末に対象者の調査推薦を行う。
- 第4条 表彰は原則として代議員会の時とするが、必要に応じて理事会の議を経て臨時に行うことができる。（優秀選手賞については、各大会時とし、技術委員会の推薦により理事長の承認によるものとする。）
- 第5条 被表彰者には賞状を授与し、記念品を贈呈する。